

法令に遵守した病理学的検査を行う衛生検査所開設の取り組み

◎高橋 俊介¹⁾、小澤 英樹¹⁾、片山 貴博²⁾
株式会社ピーシーエルジャパン¹⁾、株式会社ピーシーエルジャパン PCL大阪 病理・細胞診センター²⁾

【はじめに】今回、病理学的検査を行う衛生検査所を移転する機会があり、法令に遵守した衛生検査所を新たに開設するまでの活動について経験したので報告する。

【調査】まずは現状の衛生検査所運営の中で、必要となる法令等の確認と物件探しを開始した。衛生検査所の開設や事業所としての運営には、1) 衛生検査所登録に伴う保健所関連、2) 有機溶剤等危険物取扱いのための消防法関連、3) 排水管理のための下水道法関連、4) 職場の労働安全衛生関連など、様々な条件を満たす必要が有ることを再認識した。また、物件の選定については5) 衛生検査所を開設するための立地条件や建屋条件などを確認した。

【活動】1) 衛生検査所指導要領を基に必要書類の準備、2) 危険物を取扱うため、少量危険物取扱届出書や消防設備などの届出準備、3) 給排水設備や処理設備などの設置届出準備、4) ホルマリンなどの有害物質から、職員の健康と安全を守るための換気設備の設置届出準備を行った。5) 衛生検査所を開設できる立地条件については定められておらず、様々な法令等を確認しながら、条件を満たす物件情報を集

めた。多くの物件では、換気設備に必要となる排気ダクトの取付けが不可であり選定に難航した。また、作業環境だけでなく労働環境の観点から、職員が勤務地変更後も継続的に通勤できるようにも配慮した。更に、職員と検体の安全確保のため、ハザードマップの確認も重要であった。物件選定後は、配置図の作成、施工会社の選定、検査室の仕様に合わせた排水中和装置や少量危険物保管庫などの設備について選定し、事業所から排出される廃棄物処理についての委託契約を行った。

【結果】関係各所へ事前に提出した届出が受理された後、最終的には保健所による立会検査に合格することで登録証明書が発行され、業務を開始することができた。衛生検査所の開設に関しては様々な制約があることを再認識し、対応することで日頃の検査とは異なる多くのことを経験する機会となった。この貴重な経験をこれからの衛生検査所の維持管理・運営に活かしていきたい。

連絡先：06-6195-2895